

改正後	改正前
<p>イ～ホ（省略）</p> <p>（温泉権が設定されている鉱泉地の評価）</p> <p>77 69((鉱泉地の評価))又は75((住宅、別荘等の鉱泉地の評価))の定め。</p> <p>（引湯権の設定されている鉱泉地及び温泉権の評価）</p> <p>79、69((鉱泉地の評価))又は75((住宅、別荘等の鉱泉地の評価))の定め、次項本文の定め</p> <p> . . .。</p> <p>（引湯権の評価）</p> <p>80 69((鉱泉地の評価))、75((住宅、別荘等の鉱泉地の評価))又は78((温泉権の評価))の定め。ただし、別荘、リゾートマンション等に係る引湯権で通常取引される価額が明らかなものについては、納税義務者の選択により課税時期における当該価額に相当する金額によって評価することができる。</p>	<p>イ～ホ（同左）</p> <p>（温泉権が設定されている鉱泉地の評価）</p> <p>77 69((鉱泉地の評価))から75((住宅、別荘等の鉱泉地の評価))までの定め。</p> <p>（引湯権の設定されている鉱泉地及び温泉権の評価）</p> <p>79、69((鉱泉地の評価))から75((住宅、別荘等の鉱泉地の評価))までの定め、次項の定め</p> <p> . . .。</p> <p>（引湯権の評価）</p> <p>80 69((鉱泉地の評価))から75((住宅、別荘等の鉱泉地の評価))まで又は78((温泉権の評価))の定め。</p>

改正後

(削除)

改正前

付表13 温泉地指数表

都道府県名	温泉地名	指数	都道府県名	温泉地名	指数
神奈川県	箱根温泉	4.00	静岡県	伊東温泉	3.00
栃木県	塩原温泉	1.10	静岡県	熱海温泉	5.00
新潟県	越後湯沢温泉	1.00	石川県	山中温泉	1.56
長野県	上諏訪温泉	1.80	山口県	湯田温泉	1.15
和歌山県	白浜温泉	1.50	愛媛県	道後温泉	1.30
北海道	登別温泉	1.80	佐賀県	嬉野温泉	1.20
福島県	飯坂温泉	1.30	大分県	別府温泉	3.00

改 正 後

(削除)

改 正 前

付表14 ゆう出量指数表

この表を適用するに当たって用いるべきゆう出量は、その鉱泉地の1分当たりのゆう出量に付表15「温度に応ずるゆう出量補正率表」に掲げるその温泉の温度に応ずる補正率を乗じて得た補正後のゆう出量による。この場合において、1分当たりのゆう出量は、ゆう出量が多量であるため、その一部を放棄しているものにあつては、その余剰量を除いた数量によって算定したものにより、非自噴の鉱泉地については、1日の揚湯量をその揚湯時間(分)で除して得た数量による。

ゆう出量(リットル)	指 数	ゆう出量(リットル)	指 数	ゆう出量(リットル)	指 数
9 未 満	0.30	376以上 412未満	5.50	1,132以上 1,168未満	16.00
9以上 16未満	0.35	412以上 448未満	6.00	1,168以上 1,204未満	16.50
16以上 23未満	0.40	448以上 484未満	6.50	1,204以上 1,240未満	17.00
23以上 31未満	0.45	484以上 520未満	7.00	1,240以上 1,276未満	17.50
31以上 38未満	0.50	520以上 556未満	7.50	1,276以上 1,312未満	18.00
38以上 45未満	0.60	556以上 592未満	8.00	1,312以上 1,348未満	18.50
45以上 52未満	0.70	592以上 628未満	8.50	1,348以上 1,384未満	19.00
52以上 59未満	0.80	628以上 664未満	9.00	1,384以上 1,420未満	19.50
59以上 67未満	0.90	664以上 700未満	9.50	1,420以上 1,456未満	20.00
67以上 79未満	1.00	700以上 736未満	10.00	1,456以上 1,492未満	20.50
79以上 97未満	1.25	736以上 772未満	10.50	1,492以上 1,528未満	21.00
97以上 115未満	1.50	772以上 808未満	11.00	1,528以上 1,564未満	21.50
115以上 133未満	1.75	808以上 844未満	11.50	1,564以上 1,600未満	22.00
133以上 151未満	2.00	844以上 880未満	12.00	1,600以上 1,636未満	22.50
151以上 169未満	2.25	880以上 916未満	12.50	1,636以上 1,672未満	23.00
169以上 196未満	2.50	916以上 952未満	13.00	1,672以上 1,708未満	23.50
196以上 232未満	3.00	952以上 988未満	13.50	1,708以上 1,744未満	24.00
232以上 268未満	3.50	988以上 1,024未満	14.00	1,744以上 1,780未満	24.50
268以上 304未満	4.00	1,024以上 1,060未満	14.50	1,780 以 上	25.00
304以上 340未満	4.50	1,060以上 1,096未満	15.00		
340以上 376未満	5.00	1,096以上 1,132未満	15.50		

改正後

(削除)

第5章 果樹等及び立竹木
第1節 果樹等

(成熟樹(壮年期)の標準価額)

104 基準年利率による複利年金現価率を乗じて計算した金額の。

(老齡樹の標準価額)

105 基準年利率による複利年金現価率を乗じて計算した金額の。

第2節 立竹木

(森林の主要樹種の立木の評価)

改正前

付表15 温度に応ずるゆう出量補正率表

温 度	補正率	温 度	補正率
25度未満	0.20	60度以上 65度未満	1.10
25度以上 30度未満	0.35	65度以上 70度未満	1.15
30度以上 35度未満	0.50	70度以上 75度未満	1.20
35度以上 40度未満	0.65	75度以上 80度未満	1.25
40度以上 45度未満	0.80	80度以上 85度未満	1.30
45度以上 50度未満	0.90	85度以上 90度未満	1.35
50度以上 55度未満	1.00	90度以上 95度未満	1.40
55度以上 60度未満	1.05	95度以上	1.45

第5章 果樹等及び立竹木
第1節 果樹等

(成熟樹(壮年期)の標準価額)

104 基準年利率による複利年金現価の額の
.。

(老齡樹の標準価額)

105 基準年利率による複利年金現価の額の
.。

第2節 立竹木

(森林の主要樹種の立木の評価)

改正後	改正前
<p>113 森林の主要樹種（杉、ひのき、松、くぬぎ及び雑木をいう。以下同じ。）の立木の価額は、次項から 116((標準伐期))までの定めに従い算出した別表 2 の「<u>主要樹種の森林の立木の標準価額表等</u>」に掲げる<u>価額</u>（主要樹種のうち別表 2 に定めるもの以外のものにあつては国税局長の定める価額とする。）<u>に基づく標準価額</u>にその森林について </p> <p>（森林の主要樹種の立木の標準価額）</p> <p>115 （省略）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>（注）（省略）</p> <p>(2) 標準伐期に達するまでの立木</p> <p>イ （省略）</p> <p>(イ)～(ニ) （省略）</p> <p>(ホ) 植付後 1 年間に支出する次に掲げる費用の額の 2 分の 1 に相当する金額</p> <p>下刈費、つる切費、肥料代、鳥獣虫害の予防費、防火線修繕費、管理人給料、自家労賃相当額及び雑費</p> <p>ロ・八 （省略）</p>	<p>113 森林の主要樹種（杉、ひのき、松、くぬぎ及び雑木をいう。以下同じ。）の立木の価額は、次項から 116((標準伐期))までの定めに基づき、別表 2 に定める<u>主要樹種の標準価額</u>（主要樹種のうち別表 2 に定めるもの以外のものにあつては国税局長の定める標準価額とする。）にその森林について</p> <p>（森林の主要樹種の立木の標準価額）</p> <p>115 （同左）</p> <p>(1) （同左）</p> <p>（注）（同左）</p> <p>(2) 標準伐期に達するまでの立木</p> <p>イ （同左）</p> <p>(イ)～(ニ) （同左）</p> <p>(ホ) 植付後 1 年間に支出する次に掲げる費用の額の 2 分の 1 に相当する金額</p> <p>A 下刈費</p> <p>B つる切費</p> <p>C 肥料代</p> <p>D 鳥獣虫害の予防費</p> <p>E 防火線修繕費</p> <p>F 管理人給料</p> <p>G 自家労賃相当額</p> <p>H 雑費</p> <p>ロ・八 （同左）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(3) (省略) イ・ロ (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 動 産 第 2 節 たな卸商品等</p> <p>(たな卸商品等の評価)</p> <p>133 (省略)</p> <p>(1) 納付すべき消費税額(地方消費税額を含む。以下同じ。)を控除した金額によって評価する。</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>(4) 納付すべき消費税額を控除した金額によって評価する。</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 船 舶</p> <p>(船舶の評価)</p> <p>136 船舶(ボート、ヨットその他の小舟を除く。)の価額は、.。この場合における償却方法は、定率法によるものとし、<u>その耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数による。</u></p> <p>137 (削除)</p>	<p>(3) (同左) イ・ロ (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 動 産 第 2 節 たな卸商品等</p> <p>(たな卸商品等の評価)</p> <p>133 (同左)</p> <p>(1) 納付すべき消費税の額を控除した金額によって評価する。</p> <p>(2)・(3) (同左)</p> <p>(4) 納付すべき消費税の額を控除した金額によって評価する。</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 船 舶</p> <p>(船舶の評価)</p> <p>136 船舶(<u>漁船及び</u>ボート、ヨットその他の小舟を除く。)の価額は、.。この場合における償却方法は、定率法による。</p> <p><u>(漁船の評価)</u></p> <p>137 <u>漁船の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるとこ</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p>るによる。</p> <p>(1) <u>その漁船が鋼船である場合</u></p> <p><u>その漁船の価額は、別表3 漁船の標準価額表の1に掲げる総トン数の区分による漁業種類別のトン当たり価額にその漁船の総トン数（5トン以上の動力船にあっては、1トン未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）並びにその漁船の船齢（進水後の経過年数をいう。以下同じ。）に応ずる現有率を乗じて計算した金額（その金額により評価することが適当でないとは認められる場合には、その金額に、その金額の100分の20の範囲内において相当と認める金額を加算又は減算した金額）によって評価する。</u></p> <p><u>ただし、その漁船が、その漁業に従事する通常の漁船の装備をしない特殊な設備で、かつ、著しく高額のものを装備している場合には、本文により評価したその漁船の価額にその設備の価額を加算した金額によって評価することができる。</u></p> <p><u>(注) 現有率は、別表5 漁船の時価現有率表に示す。</u></p> <p>(2) <u>その漁船が木船又は木鉄交造船である場合</u></p> <p><u>イ 総トン数が20トン以上の動力漁船であるとき</u></p> <p><u>その漁船の価額は、別表3 漁船の標準価額表の2に掲げる漁業種類別のトン当たり価額に、その漁船の総トン数並びにその漁船の船齢に応ずる現有率を乗じて計算した金額（その金額により評価することが適当でないとは認められる場合には、その金額に、その金額の100分の30の範囲内において相当と認める金額を加算又は減算した金額）によって評価する。</u></p> <p><u>(1)のただし書は、この場合に準用する。</u></p> <p><u>ロ 総トン数が20トン未満の動力漁船又は無動力漁船であるとき</u></p>

改正後	改正前
<p>(定期検査の到来する船舶の評価)</p> <p>138、136((船舶の評価))の定め</p> <p>・。</p>	<p><u>その漁船の価額は、別表3 漁船の標準価額表の2に掲げる漁業種類別(又は船種別)のトン当たり価額(木鉄交造船については、木船の価額に、その価額の100分の20に相当する金額を加算した価額)にその漁船の総トン数並びにその漁船の船齢に応ずる現有率を乗じて計算した船体及び機関の価額(その価額が適当でないと認められる場合には、その価額の100分の30の範囲内において相当と認める金額を加算又は減算した額)と、その漁船の装備するそれぞれの設備(漁ろう設備を除く。)につき別表4 漁船の基礎単価表に掲げる基礎単価及び現有率によって計算した金額との合計額によって評価する。</u></p> <p>(3) <u>その漁船が特殊な漁船である場合</u></p> <p><u>船体に対し機関の馬力又はその他の設備が著しく過大であり、又は船体の経過年数と機関又はその他の設備の経過年数とが著しく異なるため、(1)又は(2)の定めにより評価することが適当でないと認められる漁船の価額は、船体、機関、その他の設備を、別表4 漁船の基礎単価表に掲げる基礎単価及び別表5 漁船の時価現有率表に掲げる現有率を用いてそれぞれ別に計算した金額の合計額によって、評価することができる。</u></p> <p>(定期検査の到来する船舶の評価)</p> <p>138、136((船舶の評価))又は前項の定め</p> <p>・</p>

改正後

第8章 その他の財産

第1節 株式及び出資

(取引相場のない株式の評価上の区分)

178

規模区分	区分の内容		総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数	直前期末以前1年間における取引金額
大会社	従業員数が100人以上の会社又は右のいずれかに該当する会社	卸売業	20億円以上（従業員数が50人以下の会社を除く。）	80億円以上
		小売・サービス業	10億円以上（従業員数が50人以下の会社を除く。）	20億円以上
		卸売業、小売・サービス業以外	10億円以上（従業員数が50人以下の会社を除く。）	20億円以上
中会社	従業員数が100人未満の会社で右のいずれかに該当する会社（大会社に該当する場合を除く。）	卸売業	7,000万円以上（従業員数が5人以下の会社を除く。）	2億円以上80億円未満
		小売・サービス業	4,000万円以上（従業員数が5人以下の会社を除く。）	6,000万円以上20億円未満
		卸売業、小売・サービス業以外	5,000万円以上（従業員数が5人以下の会社を除く。）	8,000万円以上20億円未満
小会社	従業員数が100人未満の会社で右のいずれにも該当する会社	卸売業	7,000万円未満又は従業員数が5人以下	2億円未満
		小売・サービス業	4,000万円未満又は従業員数が5人以下	6,000万円未満
		卸売業、小売・サービス業以外	5,000万円未満又は従業員数が5人以下	8,000万円未満

改正前

第8章 その他の財産

第1節 株式及び出資

(取引相場のない株式の評価上の区分)

178

規模区分	区分の内容		総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数	直前期末以前1年間における取引金額
大会社	従業員数が100人以上の会社又は右のいずれかに該当する会社	卸売業	20億円以上（従業員数が50人以下の会社を除く。）	80億円以上
		小売・サービス業	10億円以上（従業員数が50人以下の会社を除く。）	20億円以上
		卸売業、小売・サービス業以外	10億円以上（従業員数が50人以下の会社を除く。）	20億円以上
中会社	従業員数が100人未満の会社で右のいずれかに該当する会社（大会社に該当する場合を除く。）	卸売業	8,000万円以上（従業員数が10人以下の会社を除く。）	2億円以上80億円未満
		小売・サービス業	5,000万円以上（従業員数が10人以下の会社を除く。）	6,000万円以上20億円未満
		卸売業、小売・サービス業以外	5,000万円以上（従業員数が10人以下の会社を除く。）	8,000万円以上20億円未満
小会社	従業員数が100人未満の会社で右のいずれにも該当する会社	卸売業	8,000万円未満又は従業員数が10人以下	2億円未満
		小売・サービス業	5,000万円未満又は従業員数が10人以下	6,000万円未満
		卸売業、小売・サービス業以外	5,000万円未満又は従業員数が10人以下	8,000万円未満

改正後

.....。

(1) 評価会社の各資産の帳簿価額の合計額とする。

(2)~(3) (省略)

(4) 上記(3)の直前期末以前1年間における取引金額
(以下この項及び181-2((評価会社の事業が該当する業種目))において「取引金額」という。).....。

(注) (省略)

(取引相場のない株式の評価の原則)

179

(1) (省略)

(2)

イ

卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	割合
14億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	7億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	7億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	0.90
7億円以上(従業員数が30人以下の会社を除く。)	4億円以上(従業員数が30人以下の会社を除く。)	4億円以上(従業員数が30人以下の会社を除く。)	0.75
7,000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	4,000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	5,000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	0.60

(注) 複数の区分に該当する場合には、上位の区分に該当するものとする。

改正前

.....。

(1) 評価会社の各資産の帳簿価額の合計額とし、評価会社が固定資産の償却額の計算を間接法によって行っているときは、その合計額から減価償却累計額を控除した金額とする。

(2)~(3) (同左)

(4) 上記(3)の直前期末以前1年間における取引金額
(以下、この項及び181-2((評価会社の事業が該当する業種目))において「取引金額」という。).....。

(注) (同左)

(取引相場のない株式の評価の原則)

179

(1) (同左)

(2)

イ

卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	割合
14億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	7億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	7億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	0.90
7億円以上(従業員数が30人以下の会社を除く。)	4億円以上(従業員数が30人以下の会社を除く。)	4億円以上(従業員数が30人以下の会社を除く。)	0.75
8,000万円以上(従業員数が10人以下の会社を除く。)	5,000万円以上(従業員数が10人以下の会社を除く。)	5,000万円以上(従業員数が10人以下の会社を除く。)	0.60

(注) 複数の区分に該当する場合には、上位の区分に該当するものとする。